

# 「マイナンバー」の取り扱いについて（情報提供）

平成27年12月1日

来年1月からマイナンバー法が社会保障関係申請書に適用されます。各自治体の様式が変更され「マイナンバー記載欄」が新設されていると思います。

事業所によっては、事前準備として「利用者のマイナンバー収集」を始めているかも知れませんが、場合によっては法令違反になることがありますので注意が必要です。

**利用者のマイナンバーをノートにメモしたり、コピー・撮影したり  
PCに情報登録したりすると、法律に抵触するおそれがあります。**

マイナンバーは「税」「社会保障」「災害対策」に用いられます。企業の人事部門等では従業員の番号情報収集を始めていますが、これは法律上「個人番号関係事務実施者」に該当するため何ら問題ありません。しかし、ケアマネジャーはそれに該当しないことから、利用者から個人番号を聞き出し記録に残すことは出来ないと判断されます。

マイナンバー法：第20条（収集等の制限）

何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る）を収集し、又は保管してはならない。

要介護認定等の新しい申請用紙にはマイナンバー記入欄があります。ケアマネジャーが申請代行するときにはどうしたら良いでしょうか。

当面は「**ナンバーは記入せず、空欄のまま提出する**」のが一番無難な対応方法です。

保険者によっては「マイナンバーの記載がなくても申請書は通常通り受理する」とすでに表明しているところもあります。

また、すでに利用者・家族がマイナンバーを記載済みの申請書等については、カルテに控え（コピー）を綴る際にナンバー部分を塗りつぶす等の処理をしておいた方が良いでしょう。

（副会長 笠松 信幸）